

認定施設ならびに教育関連施設についてのお知らせ（第3報）

2018年1月
一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 中塚 貴志
認定施設認定委員会
委員長 朝戸 裕貴

2017年度（第33回）日本形成外科学会認定施設ならびに教育関連施設の申請方法について続報をお知らせいたします。以下ご確認の上、提出、申請してください。

第2報（37巻11号）より追加された情報につきましては網掛けとなっています。

I. 認定施設ならびに教育関連施設の新規申請について

A. 認定施設ならびに教育関連施設の申請条件について

1. 認定施設の申請（専門医制度細則第32条参照）

認定施設の申請資格は次の各項全てを充足すること。

- 1) 臨床研修病院である、またはそれに準ずる総合的な病院（300床以上）である。
- 2) 原則として形成外科を診療科として標榜している。
- 3) 施設長が形成外科専門医である。
- 4) 形成外科研修カリキュラムを有する。
- 5) カリキュラムを満たすに必要な形成外科病床を常時有する。
- 6) 形成外科手術が、以下の8項目のうち5項目以上を含む内容であること。
ただし、病院に特殊性がある場合、5項目を充足しなくても、認定施設認定委員会の審査を経て認定されることがある。
(1) 外傷 (2) 先天異常 (3) 腫瘍 (4) 癒痕・癒痕拘縮・ケロイド (5) 難治性潰瘍
(6) 炎症・変性疾患 (7) 美容（手術のみ） (8) その他（レーザー含む）
- 7) 形成外科に関する教育研究活動（付記で示した実績点2点以上/年）を行っていること。
付記：専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表1回を1点とする。
単著または筆頭著書による形成外科に関する論文（審査年度〔2017年1月～12月〕に刊行された論文）を2点とする（掲載証明書は認めません）。
なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること（病院誌もこれに準じたもので、認定施設認定委員会の審査を受ける）。
- 8) a) 以下の2項目を充足すること。
 1. 入院手術または全麻手術が年間150例以上であること。
 2. 入院手術または全麻手術1例を係数1.0、局麻手術その他1例を係数0.5とした場合の合計が年間200以上となること。b) 手術件数が8項目中9件以下の項目が3項目以内であること。

2. 教育関連施設の申請（専門医制度細則第33条参照）

教育関連施設への申請は、上長となる認定施設が行う。

教育関連施設の申請資格は次の各項を充足すること。

- 1) 形成外科専門医が常勤している。
- 2) 形成外科に関する教育研究活動（付記で示した実績点1点以上/年）を行っていること。
付記：専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表1回を1点とする。
単著または筆頭著書による形成外科に関する論文（審査年度 [2017年1月～12月] に刊行された論文）を2点とする（掲載証明書は認めません）。
なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること（病院誌もこれに準じたもので、認定施設認定委員会の審査を受ける）。
- 3) 以下の2項目を充足すること。
 1. 入院手術または全麻手術が年間80例以上あること。
 2. 入院手術または全麻手術1例を係数1.0、局麻手術その他1例を係数0.5とした場合の合計が年間130以上となること。

3. 教育関連美容外科施設の申請（専門医制度細則第34条参照）

教育関連美容外科施設への申請は、上長となる認定施設が行う。

教育関連美容外科施設の申請資格は次の各項を充足すること。

- 1) 親となる施設の所定の推薦状がある。
- 2) 形成外科専門医が常勤している。
- 3) 形成外科年間カリキュラムを有する。
- 4) 形成外科に関する教育研究活動（付記で示した実績点1点以上/年）を行っていること。
付記：専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表1回を1点とする。
単著または筆頭著書による形成外科に関する論文（審査年度 [2017年1月～12月] に刊行された論文）を2点とする（掲載証明書は認めません）。
なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること（病院誌もこれに準じたもので、認定施設認定委員会の審査を受ける）。
- 5) 以下の2項目のいずれかを充足すること。
 1. 入院手術または全麻手術が年間80例以上あること。
 2. 入院手術または全麻手術1例を係数1.0、局麻手術その他1例を係数0.5とした場合の合計が年間130以上となること。ただし、上記条件が整っていても認定されない、あるいは逆の場合がある。

※以下の施設等は特殊な認定施設とし、その研修期間を上限2年間認める。

①こども病院 ②がんセンター ③熱傷センター ④救命・救急センター ⑤手外科施設

※新たに設立された施設が新規として申請し、認定施設あるいは教育関連施設として認定された場合のみ、報告年度より研修施設として認められる。

※医育機関においては、少なくとも形成外科が独立した診療科として標榜されていることが必要です。たとえば、「皮膚科内形成外科診療班」などの、他科診療科内の形成外科診療班の場合は、承認されませんので、ご認識の上、新規申請を行ってください。他科内形成外科診療班では、認定施設および教育関連施設の申請はできません。

なお、医育機関で形成外科が新設され、申請をする際は独立していることが証明できる書類（病院の組織図、売り上げ表など）を提出してください。

B. 認定審査に必要な提出書類

上記申請条件に基づき、下記書類をご準備ください。

書類は下記リンクよりダウンロードが可能ですのでご使用ください。

http://www.jsprs.or.jp/specialist/shorui/index.html#nintei_kyoiku_shisetsu_shinki

または、当委員会宛て「認定施設の申請書請求」、「教育関連施設の申請書請求」、「教育関連施設美容外科の申請書請求」のいずれか希望する書類名を明記の上、官製ハガキまたは封書にてご請求ください。

*書類はA4サイズに揃えてください

1. 新規申請書（新規－様式1）
2. 申請責任者履歴書（新規－様式2）
3. 1月1日～12月31日の形成外科に関する教育研究活動（新規－様式3）
（申請書とは別途で、学会発表は、当該学術集会名、開催期日が判明する部分と、発表者の氏名、所属（＝申請施設名）が判明できる部分（それぞれにアンダーラインを付加する）、発表論文は別刷あるいは論文のコピーをお送りください。専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会でない学術雑誌、病院誌の場合は、冊子1冊を同封してください）
4. 形成外科研修カリキュラム（新規－様式4）
5. 年間の患者数及び手術件数（新規－様式5）
6. 診療施設内容説明書（新規－様式6）
*認定施設の申請においては「6-i 病院全体について」「6-ii 形成外科について1」「6-iii 形成外科について2」が必要になります。
7. 推薦状（新規－様式7）*教育関連（美容）のみ

*様式5の手術件数報告書について、当学会で症例登録をお願いしているNCD（ナショナル・クリニカル・データベース）を先行して利用している施設に関しては、2月1日以降にNCDより様式5の報告書に準じたデータの抽出ができるシステムを配信予定です。

上記該当施設については日本形成外科学会事務局（jsprs-office01@shunkosha.com）まで「NCDデータ抽出方法配信希望」というタイトルで①病院名、②施設責任者氏名を記載の上、ご連絡をお願いいたします。

C. 審査料、提出期間について

1. 審査料

認定施設、教育関連施設（美容含む）とも **11,000 円**です。

審査料については郵便局の振込用紙を用いご入金いただくか、下記口座までご入金ください。

*郵便振替口座

加入者名（口座名称）日本形成外科学会認定医認定委員会

口座番号 00140-8-51198

*銀行振込

ゆうちょ銀行／〇一九店（ゼロイチキュウ店）

名義 シャ）ニホンケイセイゲカガツカイ

日本形成外科学会認定医認定委員会

口座（当座）0051198

2. 提出期間・宛先

書類提出期間は平成30年2月1日（木）～2月14日（水）*消印有効です。

提出の宛先は下記のとおりです。

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 F
日本形成外科学会 認定施設認定委員会 宛
TEL：03-5287-6773 FAX：03-5291-2176

II. 認定施設ならびに教育関連施設の更新申請について

A. 認定施設ならびに教育関連施設の申請条件について

新規申請と同一ですので、新規申請の部分をご覧ください。

B. 認定審査に必要な提出書類

上記申請条件に基づき、下記書類をご準備ください。

申請書類は12月中旬に施設へ発送済みです。

また、下記リンクよりダウンロードが可能ですのでご使用ください。

<http://www.jsprs.or.jp/specialist/shorui/index.html#contents3>

*書類はA4サイズに揃えてください

1. 更新申請書（更新－様式1）
2. 年次報告書（更新－様式2）
3. 1月1日～12月31日の形成外科に関する教育研究活動（更新－様式3）
（申請書とは別途で、学会発表は、当該学術集會名、開催期日が判明する部分と、発表者の氏名、所属（＝申請施設名）が判明できる部分（それぞれにアンダーラインを付加する）、発表論文は別刷あるいは論文のコピーをお送りください。専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会でない学術雑誌、病院誌の場合は、冊子1冊を同封してください）
4. 形成外科研修カリキュラム（更新－様式4）
5. 年間の患者数及び手術件数（下記参照）
6. 変更届（更新－様式5）*必要な場合のみ
7. 申請責任者履歴書（更新－様式7）*申請責任者変更時のみ

*手術件数報告書については、2月1日以降にNCDより昨年までの報告書に準じたデータの抽出ができるシステムを配信予定です。

すでに書面でもご案内していますが、システム配信の通知をメールでご連絡いたしますので、現在登録のメールアドレスに変更のある施設については日本形成外科学会事務局（jsprs-office01@shunkosha.com）まで「NCDデータ抽出方法配信希望」というタイトルで①病院名、②施設責任者氏名を記載の上、ご連絡をお願いいたします。

*認定施設および教育関連施設は毎年1回年次報告書を提出する必要があります。更新資格は上記「A. 認定施設ならびに教育関連施設の申請条件について」をご参照ください。なお、教育関連施設が認定施設へ、あるいは認定施設が教育関連施設へ変更して申請する場合も年次報告書は提出してください。

*下記事項について変更があった場合は、年次報告書とともに変更届を提出してください。

- 1) 指導体制の変更
- 2) 教育関連施設の変更
- 3) その他報告が必要とされる診療施設の内容の変更

(すでに年度内に変更情報を事務局にご連絡いただいている場合でも、昨年更新時の情報と異なる場合には必ずご提出ください)

C. 審査料，提出期間について

1. 審査料

認定施設，教育関連施設（美容含む）とも **10,000 円**です。

審査料については郵便局の振込用紙を用いご入金いただくか，下記口座までご入金ください。

*郵便振替口座

加入者名（口座名称）日本形成外科学会認定医認定委員会

口座番号 00140-8-51198

*銀行振込

ゆうちょ銀行／〇一九店（ゼロイチキユウ店）

名義 シャ）ニホンケイセイゲカガツカイ

日本形成外科学会認定医認定委員会

口座（当座）0051198

2. 提出期間・宛先

書類提出期間は平成30年2月1日（木）～2月14日（水）*消印有効です。

提出の宛先は下記のとおりです。

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル9F

日本形成外科学会 認定施設認定委員会 宛

TEL：03-5287-6773 FAX：03-5291-2176

Ⅲ. 専門医生涯教育委員会が認めた学会，論文一覧を以下に記載します。

学会発表	
日本形成外科学会 学術集会および 日本形成外科学会 基礎学術集会 国際形成外科学会 各地区形成外科学会 学術集会 国際熱傷学会 国際頭蓋顔面外科学会 国際美容外科学会 国際口蓋裂学会 国際マイクロサージャリー学会 国際手外科学会 その他の国際形成外科学会 (アジア太平洋地区，ヨーロッパ地区など) 各国の形成外科学会 総会 日韓形成外科学会 日中形成外科学会 各地区形成外科学会地方会（東京地方会等） 日本形成外科学会 学術講習会 日本口蓋裂学会 日本熱傷学会 日本頭蓋顔面外科学会 日本救急医学会 日本手外科学会 日本美容外科学会（JSAPS） 日本先天異常学会 日本下肢救済・足病学会 日本マイクロサージャリー学会	日本職業・災害医学会 日本頭頸部癌学会 日本褥瘡学会 日本創傷治癒学会 日本頭蓋底外科学会 日本創傷外科学会 日本医学会総会 日本皮膚悪性腫瘍学会 日本臨床皮膚外科学会 日本形成外科手術手技学会 日本レーザー医学会 日本再生医療学会 日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会 日本顔面神経学会 関連学会研修会 日本医師会生涯教育講座 複数施設の合同研究会 論文・原著・著書掲載 日本形成外科学会会誌 雑誌：形成外科 関連学会誌 外国で発行の形成外科専門誌 その他の学術雑誌 関連著書（学術的なもの，医家向けのもの）

【備考】 その他特に委員会が認めたものは略しますが，基準項目リストにある日本形成外科学会承認の関連学会・研修会ならびに国際学会で，2017年4月までに認められているものといたします。その他特に委員会が認めた関連学会・研修会ならびに国際学会は日本形成外科学会ホームページ（http://www.jsprs.or.jp/member/application_forms/doc/reference.pdf）に掲載しています。

※年次報告書の内容については，企画調査委員会の資料となる場合があります。

認定施設認定委員会 委員

朝戸 裕貴（委員長／関 東），亀井 譲（担当理事／中 部）
古川 洋志（北・東），漆館 聡志（北・東），小川 令（関 東），土佐 泰祥（関 東）
三鍋 俊春（関 東），奥本 隆行（中 部），磯貝 典孝（関 西），元村 尚嗣（関 西）
稲川 喜一（中・四），中岡 啓喜（中・四），門田 英輝（九・沖），力丸 英明（九・沖）

以上